広報
かわち

発行所　河内村公民館
発行編集人　篠田彦次
印刷所　龍崎活版所

一月のこよみ

一月を正月とよぶのは、中国から起った名前で、唐（西暦六一八年ごろ）の時代に「王者正に居る」という義からとったと伝えられている。英語では、Januaryというが月日と歳をつかさどる神Janusからとったものである。いづれも、年のはじめの月を尊いものとして表徴したわけである、わが国では、一月を古来「むつき」（睦月）と呼ぶが、これは「貴きもいや（賤）しきもたがいに行ききし、親しみ、むつみ合う月」だからとされている。

「スペイン」の斗牛は、赤い布で牛を興奮させ「ゲーム」を盛り上げるのであるが、赤いきれに興奮するのは、何も牛ばかりではない。

どこかの国の若い人達にも似た所がある様だ、吾々は、吾々の、えい智で以てこの牛の鼻づらを押えて行きたい。

年頭の辞

村長　青野隆一郎

あけましておめでとうございます。

本年も豊作でありますようにと心から期待致すものであります。しかし乍ら此の豊作は決して、われわれの努力なくしてはあり得るものではございません。

すべては、われわれの過去の実績と、それに新しい構想に基く又、新しい力がプラスされまして、その努力がみのって豊作となるのでございます

われわれは、この三十六年という新しい年を迎えましたけれども、いかにこの新しい年がわれわれにとって、重大な時期であるかという事をよく理解して、お互に協力しそして努力したならば、われわれの村の発展も又、個々の農業経営の向上も、あり得ると信ずるものであります。

昭和三十六年度の農林予算の政府原案には、麦の作付け転換に対する奨励補助金が計上されているようでございます所謂、一反歩当り、二千五百円の作付け転換奨励金を支給するという事でございます。これは言換えるならば、昨年来度々機会ある毎に、皆さんにお知らせ申し上げました通りに日本の食糧が余っておるという事を現実に、表しておるものと考えるものでありますわ。れわれの、河内村地域は畑が少くて、ほとんど、水田でありますから、その作付け転換を大規模にやるという事にはならんのでありますけれども、われわれは、この問題を深く検討致しまして、いわゆる「きょうは人の身、あすはわが身」というたとえの通りにです。いつ水田の稲作が食管法の変更等によって作付け制限という事はなくとも、その価格の調整が行われるかもわからない状況にたち至っているという事を再びよく理解して、今後の農業経営並にわが河内村の発展の為に考え、準備し、そして確実にその方向を見定めて進まなければならないと思うのであります。

本県におきましても、いわゆる、畑作地帯に養豚奨励地区というようなものを設うけておるようでございますけれども、私達の村は、水田なるが故に、未だ、そこまでは至っておらないのでありますが私はこの、東京近郊の農村として、次第に工場誘致が常盤線沿線になされそして若き労働力が、その方面に吸収される事によって、在村労働力の老化という事と、もう一つ労働力の不足というものを考えて、今後の施策をしなければならんのではないかと思うのであります。

それにつきましては、昨年来度々申し上げましておりますように、農業の協業化、法人化というような問題について今年こそ一歩前進しなければならんのではないかと思うのであります。これにつきまして、私は具体的に、今年は実行に移すつもりでございますそれは現在、河内村畜産農業協同組合が、建設中の国庫補助、並に国家から借り入れて工事をやっております、畜産センター、そこにおいて、仔豚を生産して、それを農家の方々に、市価よりも、そうとう、安く、農協を通して、販売致す事になっておりまするが、勿論、その生産された、肥育豚も、農協が一手に集売するという事は当然であります、その仔豚の飼育を、いわゆる、集団多頭飼育という形にもっていって、労働力を均等に具合よく配分すると同時に、その防疫対策、その他、資金対策にも非常に都合のよいような形で協業化を実行にうつしたいと、こう考えておるのであります。

これを手初めとして、その共同作業、昨年は源清田地区高部落が、共同作業の田植えを行って非常によい実績を上げた事は既に広報紙上でお知らせした通りでありますが、その考え方、その行き方を、今年はできる丈、皆様方に理解し、協力して、頂いて、そして実行にうつして、われわれの村の新しい進み方の基礎を築き上げたいと考えておるのでございます。

池田内閣の所得倍増は世間に非常に大きな、はもんを描きまして、宣伝されておりますし、考えられてもいるようでございますが、物価が上ってても所得が倍になってもいたし方ございません。しかし、現状においては少くとも、農産物は値下り傾向を示しておるのでございます。そのとき農家以外の、一般の所得が増加して、そして農家がそれについて、いけないという事程、大きな悲劇はないと考えるのでございます。故に私はその政府の施策に併行して農村経済の発展の為に畜産というものを村に導入して、その基礎を今年こそ築くべき時期であると考えるものでございます。河内村畜産農協の発足早々でございますけれども村はできる限りの協力と努力を致しまして、その発展を援助し、又一刻も早く畜産の基礎をわが河内村に確立せんことに努力しておるものでございます。どうぞこの考え方に対して皆さんの深い御理解と御支援をお願い致す次第でございます。

尚労働力を正常に保つ為には健康管理が大切でありますので私は昨年来、千葉医大の先生にお願い致しまして、医者を派遣していたゞきましたが今回又、新たに、外科の先生を派遣していたゞきまして河内村の直営診療所に併設する事になったのであります。何卒皆様方の御利用をお願い申し上げる次第であります。

栄光は常に努力する者の頭上にのみ輝くことを銘記して進みましょう。

まづえがな
こやしが
心要
村民
税
河内村

36年度の税金展望

第二次池田内閣の表看板たる所得倍増、減税、公約の方針下注目の新年度予算が慎重に編成されて、政府原案が出来上りました。

所得税の申告期三月を控えその改正の一部につき御参考迄に示しますと、(1)新に配偶者控除がおかれ、現行の基礎控除と、同額九万円の控除が認められること（但し現在の扶養第一順位者分の七万円は姿を消す）(2)扶養控除の現行一人三万円が五万円に大巾引上げられること、◎例、主、妻、子供三人の世帯の場合、現行だと一三三、〇〇〇円改正後は二四〇、〇〇〇円となる筈です。

政府は専ら国民負担の軽減に重点を置き、所得税中心の減税政策を執って居ります。従って村に於ては、この所得税を基礎として、自動的に計算賦課がなされる関係上当然この改正により、税収額は低下することになります。

これでは然し地方自治体のように他に収入源のない団体では財政に支障を来たしますので、地方税制の改正がこれに伴なはなければなりません。

吾々住民としては、見込まれる税収の不足分につき徒らに交付税の増額等に期待をかけるのみでなく、積極的に経営を合理化し創意を働かせて、所謂所得倍増を早期に実現して税負担に応えて頂き度いと念願して居ります。

河内村も新らしい村としての歩みを進めて五年、激動する世界状勢下に於て、人口、一万四千余財政規模六千余万円とぼう張し着々建設への歩みを進めて居ります。

昭和三十六年の、新らしい、一段と躍進を約束される年を迎えましたが、私共は、総べての発展の基礎たる、納税成績の向上のため、課税の公平を「モットー」とし、あらゆる皆様の不便をなくす為努力を傾けたいと考えて居ります

臨時村議会
十八議案を可決

昭和三十五年十二月二十二日午前十時河内村臨時村議会を河内村役場に招集、左記の事について慎重審議し、原案通り可決確定し、同日午后二時三十四分閉会を宣した。

記

一、議案第一号

昭和三十五年度河内村直営診療所才入、才出追加更正予算について。

才入

前回までの累計額	追加更正額	才入合計額
六、四八五、二〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	九、五八五、二〇〇

追加更正財源内訳

国保診療報酬	二、九七〇、〇〇〇円
雑収入	一三〇、〇〇〇円
計	三、一〇〇、〇〇〇円

才出

前回までの累計額	追加更正額	才出合計額
六、四八五、二〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	九、五八五、二〇〇

追加更正支出内訳

生板診療所増築工事費	三、一〇〇、〇〇〇円
計	三、一〇〇、〇〇〇円

一、議案第二号

昭和三十五年度国民健康保険才入、才出、追加更正予算について。

才入

前回までの累計額	追加更正額	才入合計額
一四、九九三、四〇二	八〇〇、〇〇〇	一五、七九三、四〇二

追加更正財源内訳

一般会計繰入金	八〇〇、〇〇〇円
計	八〇〇、〇〇〇円

才出

前回までの累計額	追加更正額	才出合計額
一四、九九三、四〇二	八〇〇、〇〇〇	一五、七九三、四〇二

追加更正支出額

保険給付費	七七〇、〇〇〇円
その他	三〇、〇〇〇円
計	八〇〇、〇〇〇円

一、議案第三号

河内村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例　（期末手当について一部改正）

一、議案第四号

河内村特別職の職員で常勤の者の給与及旅費に関する条例の一部改正する条例（特別職の職員給与について一部改正）

一、議案第五号

河内村職員の給与に関する条列の一部改正する条例（国家公務員給与改正に伴う地方公務員給与に関する一部改正）

一、議案第六号

河内村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会等の委員報酬額の改正）

一、議案第七号

河内村教育長の給料旅費、其の他の給与に関する条例の一部改正する条例　（教育長の給料改正）

一、議案第八号

不動産の買受けについて

河内村直営診療所敷地の買受け物件の表示。

1. 所在、河内村大字生板砂場二、八〇五番地
2. 種目　畑
3. 所有者住所氏名　河内村大字生板一七三番地　大野三代志
4. 面積　壱反壱畝弐歩
5. 価格　弐拾弐万壱千参百円也

一、議案第九号

河内村直営診療所増築工事契約について。

◎、河内村直営診療所増築工事に関しては優秀なる業者をして入念に行わしめる必要があるので左記の通り請負契約を締結する。

一、契約金額　弐百七拾万円也
一、請負人　河内村大字源清田　篠崎工務店
一、契約期間　自昭和三十五年十二月二十一日　至昭和三十六年三月三十一日

一、議案第十号

河内村直営診療所自動車購入契約について左記の通り購入契約を締結する。

一、契約対象　一九六一年式　トヨペットコロナ
一、契約金額　一金七拾万八千円也
一、契約者　水戸市五軒町一一八三ノ一　茨城トヨペットKK
一、契約年月日　昭和三十五年十二月二十五日

◇おことわり◇

十一号より十八号までの議決事項は次号に掲載させていたゞきます。

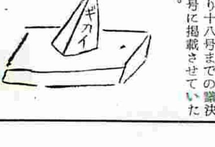

新春希望対談

新年おめでとう。　今年もどうぞよろしく。今年も又、太郎君や花子さんに、村のいろいろな事について話合いをやっていたゞきましょう。村民のみなさまにも太郎君、花子さんを、より親しくおつき合いして下さるようお願い申上げます。では早速お話合いをやってもらいましょうか。

太郎　はい承知しました。処で、昨年一年をふり返って見ると国際的にも国内的にもづい分いろいろな事がありましたね。

花子　ほんとに、今更私、考えて見るのも、いやだと思う事もありましたわ。

太郎　今年はきっとよい年になりますよ、でもね、花子さん自分達の村の事に関しては決してわるい年ではありませんでしたよ、というのは、村の発展の基礎となる事業が沢山行われました。特にですね三十五年度は、新農村建設助成事業の指定村になったという事です、これは、国が、昭和三十一年度より、各市町村の、農業の新体制を築く意味において（指定助成期間三ヶ年）行われておるもので、さきに指定された町村等では、そうとう、実績を上げております。

花子　すると、河内村は、三十五年から三十七年迄という事になるわけですわね。

太郎　そうですす現在建設中の畜産センターが、この事業の一つとして行われているわけです。

花子　そうですか、すると当然国からの補助があるわけですね。

太郎　一百七十三万五千円の補助金があります。

花子　ところでね、太郎さん今度できる畜産センターはどんなものであるか、という事についてよくわからない方がたくさんあるんですよ、私もその一人なのですが、少しばかり伺せて下さい。

太郎　どうぞ。

花子　第一にセンターはどこで管理、運営されるのかという事です。

太郎　これはですね、いろいろな事を言っておる方もおりますが。河内村畜産農業協同組合が設立されまして、この組合によって行われていくのです。此の組合は、村の三つの農協（生板農協、源清田農協、長竿農協）が主体となってできたもので、役員は次の通りです。

組合長　石山源馬
理事　金田鹿之助　大野信　中村俊蔵　厚田広
監事　小林敏郎　小更義雄

花子　金江津農協は何故入らなかったですの。

太郎　金江津農協としての事情があったからでしょう。

花子　センターは仔豚をたくさんうませて、肉豚飼育希望者に市価より安い値で売ってくれるというが、本当ですか

太郎　将来は家畜全般に亘るわけですが、最初は先づ、肉豚肥育に重点をおき、仔豚、生産をどん〱やりまして、希望者にわけてやる、いわば★

★仔豚生産所ですね。

花子　資金の乏しい人には、飼料まで、かしてくれるという事を聞いておりますが。

太郎　仔豚も、飼料もですね誰にも貸付けるというのではありません、そも〱ですね　このセンターはです。村の小規模、零細農家を対象としてつくられたといってよいのです。御承知の通り、米や麦にばかりに依存していては、農家は破滅です。特に耕地の少ない農家は、ましてやです。そこで、村としては、畜産を導入して、これに変るべき体制を築かねばならないというので初められたものです。こう意味において、先程の貸付け問題は、本当に真面目に養豚をやってみたい。しかし、資金がないという方には、貸付けを行いますが、資金の充分ある方は、現金で買っていたゞく事ですね。

花子　そうしますと、今度私達のようなものでも、養豚ができるというわけですね。

太郎　しかしね、花子さん、仔豚や、飼料を借りて、大きくなったら、勝手に売られては困りますよ。肉豚はね、全部まとめて、共同出荷するんです。そうすれば、個人個人が業者に勝手に売るより、うんと有利なんです。

花子　私達は、飼育する丈の事を考えればよいという事ですか、これからは、ほんとに養豚もよくなりますね。

太郎　しかし、これで満足するのはまだ早いです。

花子　もっとこの先もあるの

太郎　大ありさ、このセンターに加工場が必要なんです。村で飼育された肉豚を加工して出荷する、もうこゝまで来れば、大したものですよ。

花子　ほんとね、私そしたら加工場で働かして貰うわ、何だか夢のような話だけれど。

太郎　決して夢ではありません。今後この畜産センターがどこまで、発展するかは、村民の理解と、協力次第です。どんなに立派な事業をやろうとしても、みなさんの協力なくしては、できません、花子さんわかってくれますか。

花子　よくわかりました、私は何時も協力者ですもの、今更そんな事いわれるなんて失礼だわ。

太郎　失敬々々。とに角、花子さん、村のやっておる事は誰の為でもない、みんな村民の利益村の発展の為です。

花子　もっと、直営診療所や道路の整備、学校改築等について伺いたい事沢山あるんですが、紙面の関係上又来月にしますわ、来月もよろしくね

太郎　どうぞ、花子さんなら毎月どころか、毎日でも結こうですよ、はゝゝゝ

花子　はゝゝゝゝ

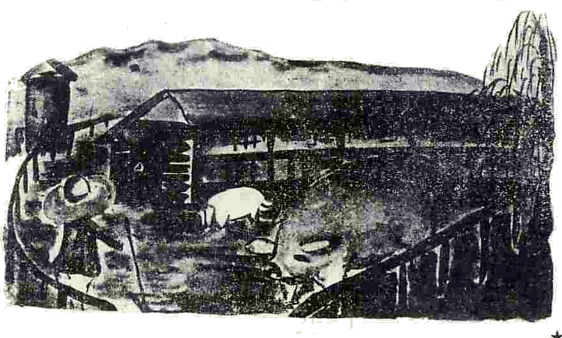

農業基本法とは？

〃農業の憲法〃といわれる農業基本法の原案が昨年来に農林省で作成され、本年の初頭に再開される通常国会に関連三法（農林法、農協法、の改正、農協の信託引受けに関する法律）いっしょに提出されることになった。同法は内閣に設けられた諮問機関、農林漁業基本問題調査会が五月に答申した「農業の基本問題と基本対策」の線にそつて立法化するもので、農業を他産業並みの所得をあげられる〃産業〃に仕立て直そうというのが大きなねらいである。成立はほぼ確実といわれ、取り残されつゝある日本農業に活路を開く新しい農政のレールがしかれることになる。

では基本法と関連法にもりこまれる新しい農政とは、具体的にどんなものであろうか。

まず第一にあげられるのは経営規模があまりにも零細規模で、しかも過剰人口という宿命的な農業構造を改善することである。このため現行の農地保有制限（内地で平均三ヘクタール）をとり払うとともに農協が組合員の農地を信託離農者の農地を預かって他の組合員へ貸しつけ、経営面積を大きくする。この農地信託は、これまで離農したくて定年後の帰農を考えて、農地にしがみついている農家の離農促進にもなるわけだ。一方、均分相続で農地が細分化するのを防ぐため、現行の民法のワクを守りながら農地の経営または利用耕作権を共同相続人のうち一人だけにしぼるようにすることが立法化（農地の相続に関する法律）されるまた経営内容が貧弱な零細農家は協業化(経営の共同化)によって実質的な規模の拡大をする。

経営方法についても、近代的な法人経営（株式会社をのぞく会社法人）と農協法人を育成法人でも農地を持って農業経営できるようになる。いわゆる〃お百姓会社〃が認められるわけだ。

こういった構造改善策のほか生産対策も大きな柱になっている。現在の米麦中心栽培体系は消費の頭打ちで行詰まり状態になっているので、これには長期計画をたてて、国民所得の向上による需要変化についていける農産物の生産を指導する。したがつてこんごは米麦中心から需要がふえる畜産、果実などの〃成長部門〃への転換が予想される。

本年、この法案成立によりさっそく農村に起こる目新しい変化は、農業法人の誕生であろう。

全国農業会議所が調査した法人設立希望は、二十四県の集計だけで約二千四十戸もある。また農政面でも三十六年度から新農村建設事業にかわる協業促進資金制度が農施を予定されている。一法人二十戸ぐらいで協業組織を作り機械化を中心とした先進農業をやらせ、これに低利資金を貸付ける制度で三十六年度は千法人（融資十四億円）十年間に一万六千の法人を作りあげようというものである。

以上農業基本及び農業法人について記載して見ました。今後の河内村の農家に於て何にかと参考になれば幸いと存じます。

国民年金の利点

国民がつねにきかされている事は、こんどの拠出制国民年金の欠陥ばかりで、よい点はほとんど知らされていない。

たとえば、国民年金の保険料は、平均すると、三十才加入の人は、年額 一、六一三円、三十五才以後加入の人は 一、八〇〇円となる。

ところで三十才の人の老令給付のためには 一、七九八円、障害遺族給付のためには、四八八円、合計 二、二八六円の保険料がなければ、国民年金の給付はできない計算になっているが、実際の掛金は、年 一、六一三円ですませている。

一方民間養老保険で、保険金十万円のものについてみると三十才加入六十才満期のもので、実際の掛金は年 二、八九〇円になる。

ところが給付に当てられる保険料をみてみると、満期保険金のために 一、四一七円、死亡保険金のために六七五円、合計二、〇九二円で 結局実際は 二、八九〇円のかけ金を、かけながら、給付としてもらえる保険金は 二、〇九二円にすぎない。

つまり国民年金では、給付のために、必要な保険料をはるかにしたまわる、保険料をかけてすませているのに、民間保険では、保険金の為に、必要な、保険料を上まわる、保険料をかけなくてはならないそれは、社会保障と営利業との相違である。

余剰米集荷促進について

全国的に、集荷強調期間として、一月二十日より二月末日まで、代表者売渡し制度の全面活用により、目標達成に努力されん事をお願い申し上げる次第であります。

河内村に要請された数量を、表によって説明致しますと、余剰米として残された数量は四、六七四俵であります。

何卒皆様方の良識によって、さらに一段の御協力をお願い致します。

生産高	151.442俵
農家保有量	37.192俵
販売可能量	114.250俵
12月末日現在総買入数量	103.230俵
余剰米要請数量	4.674俵

!!募集!!

茨城県農業協同組合学園才14期生

一、応募資格
1.農村にあって農業経営に従事し、農業協同組合を中心とする新しい農村の建設に挺身せんとする者。
2.学歴、男女を問わない。ただし、左の講義内容を理解し得る青壮年を希望する。
3.年令は原則として満18才以上とする。
4.全期間を通して受講し得る者。

二、申込期限
昭和三十六年三月十八日迄

三、講義内容
1.農業概論
経済原論、農業政策、農業史、農業経営、農業簿記。
2.農協概論
農協組合原論、組合法規、組合経営論。
3.農業技術
4.一般教養
憲法、農村文化、時事問題

その他詳細は役場経済課にお問合せ下さい。

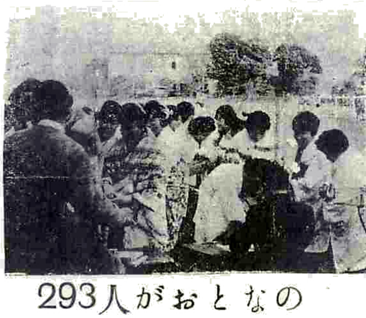

293人がおとなの仲間入り

風もなく静かな天候に恵まれた一月十五日、この日は全国一斉に大人の仲間入りをする青年を心より祝福する一日である。わが河内村においても、二九三人の成人式典が源清田小学校において行われた

この日は、国民の祝日に関する法律によれば、『大人になった事を自覚し、みずから生きぬこうとする青年を祝いはげます』ための祝日となっている。それでは、おとなになったというのは、法律上はいつを指しているのでしょうか。民法の第三条は満二十才を以て成年とす、と定めてあります。

◎人格者としての行為能力

成年になったという事は、法律上、一人前の人格者として完全な行為能力を持ったという事を意味します。成年に達するまでの者、すなわち、未成年者は法律上、商売をしたり、契約をしたり、その他いろいろな事をするのに、能力の制限を受けています。未成年者は、こういうことをするのには原則として、いちいち法定代理人の同意を必要とし同意を得ない行為はあとで取り消すことができます。しかし成年に達すると一切こういう制限はなくなり、自分のしたことについては、自分で責任を負わなくてはなりません

◎選挙する権利と責任も持つ

さらに成人になったことの重大な意義は、国政に参与する能力を取得することです。憲法第十五条第三項は「公務員の選挙については成年者による普通選挙を保障する」と定めております。

選挙権というものは、国民主権を基礎とする新憲法のもとでは、国民のもっとも基本的な権利で、政治をよくして、われわれの社会を住みよい、幸福なものに、することも、又反対の方向に導くことも、みなこの選挙権の行使のしかたいかんにかかっています。要するに成人になるということは肉体的、精神的におとなになるばかりでなく、法律上でも、又、あらゆる点でも一人前の責任感と自覚ある、りっぱな青年として取扱われるという事です。

二九三人の成人者を心より祝福すると同時に、尚一層勉強に励まれて、充実した社会人として成長してゆく事をお祈り申し上げます。